

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令順守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定または許可を受けている事業所または施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を関係行政機関に届け出る必要があります。

令和3年(2021年)4月1日より、指定事業所が同一中核市にのみ所在する事業者は、届出先が都道府県知事から中核市の長に変更となっています。

1. 事業者が整備する業務管理体制（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| 業務管理体制整備の内容 | | | 業務執行の状況の監査を定期的実施 |
| | | 業務が法令に適合することを確保するための規程(=以下「法令遵守規程」)の整備 | 業務が法令に適合することを確保するための規程(=以下「法令遵守規程」)の整備 |
| | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任 |
| 事業所等の数 | 1以上20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |

(注1) 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

(注2) 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

2. 届出すべき事項（介護保険法施行規則第 140 条の 40）

| 届出事項 | 対象となる介護サービス事業者 |
|---|-----------------------|
| [1]事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | 全ての事業者 |
| [2]「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 | 全ての事業者 |
| [3]「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要（注 1） | 事業所等の数が 20 以上の事業者 |
| [4]「業務執行の状況の監査」の方法の概要（注 2） | 事業所等の数が 100 以上の事業者 |

（注 1）「業務が法令に適合することを確保するための規程」について

「業務が法令に適合することを確保するための規程」には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、規程全文を添付しても差し支えありません。

（注 2）「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」は、事業者がこの監査に係る規程を作成して

いる場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

3. 業務管理体制の整備に関する事項の届出先（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40）

| 区分 | 届出先 |
|--|-----------------------|
| [1] 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 (注1) |
| [2] 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域(注2)に所在する事業者 | 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 |
| [3] 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者 | 都道府県知事 |
| [4] 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者 | 指定都市の長 |
| [5] 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事) | 中核市の長 |
| [6] 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村長 |

(注1) 届出先が上記 3[5]の「中核市の長」に該当する場合には、下記あて届出してください。

【届出先・問合せ先】

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

TEL:06-6858-2838

E-mail: chouju@city.toyonaka.osaka.jp

【届出方法】

業務管理体制の整備に関する[届出システム](#)より電子申請

4. 届出に必要となる事由について（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40）

事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。

| 届出が必要となる事由 | 留意事項 |
|---|---|
| [1] 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 （介護保険法第 115 条の 32 第 2 項） | 全ての事業者は届け出る必要があります。 |
| [2] 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 （介護保険法第 115 条の 32 第 4 項） | 郵送でこの区分の変更に関する届出を行う場合は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。 |
| [3] 届出事項に変更があった場合 （介護保険法第 115 条の 32 第 3 項） | ただし、以下の場合に変更の届出の必要はありません。 ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 |